

文京区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年九月三十日

文京区長 成 澤 廣 修

文京区規則第八十一号

文京区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

文京区児童福祉法施行細則（昭和四十年三月文京区規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「適当な者」を「登録一時保護委託者等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「により」の下に「、前項の一時保護を解除したときは緊急一時保護解除決定通知書（別記様式第三十三号の二）により」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童相談所長は、法第三十三条第二十一項又は第二十二項の規定により児童又は保護延長者の一時保護を緊急一時保護委託者に委託して行わせたときは、緊急一時保護決定通知書（別記様式第三十二号の二）により当該児童若しくは当該保護延長者又は当該児童の保護者若しくは当該保護延長者の監護者に通知しなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（一時保護委託者の登録申請等）

第三十八条の二 法第三十四条の二十二第一項及び施行規則第三十六条の四十八第一項の規定による登録の申請は、一時保護委託者登録申請書（別記様式第六十六号の二）によるものとする。

2 区長は、前項に規定する申請があつたときは、当該申請をした者に対し、現地調査等を実施し、申請内容の確認を行うものとする。

3 区長は、第一項の申請があつた場合において、前項の確認の結果、登録することを決定したときは一時保護委託者登録通知書（別記様式第六十六号の三）により、登録しないことを決定したときは一時保護委託者登録否決通知書（別記様式第六十六号の四）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 法第三十四条の二十三及び施行規則第三十六の五十の規定による届出は、登録一時保護委託者内容変更届（別記様式第六十六号の五）によるものとする。

5 法第三十四条の二十五第四項又は第五項の規定による登録の取消しに係る通知は、登録一時保護委託者登録取消通知書（別記様式第六十六号の六）により行うものとする。

6 施行規則第三十六条の五十一の規定による届出は、登録一時保護委託者登録消除申出書（別記様式第六十六号の七）によるものとする。

7 区長は、前項の申出があつた場合において、登録一時保護委託者の登録の消除を承認したときは登録一時保護委託者登録消除承認通知書（別記様式第六十六号の八）により、登録一時保護委託者の登録の消除を承認しなかつたときは登録一時保護委託者登録消除不承認通知書（別記様式第六十六号の九）により当該申出をした登録一時保護委託者に通知するものとする。

別記様式第三十二号を次のように改める。

一 時 保 護 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

文京区児童相談所長

印

あなた

あなたが保護者等となっている次の児童等

あなた

について、児童福祉法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項の規定により、一時保護したので、

通知します。

一時保護児童等	氏名	生年月日	性別	摘要
保護者等居住地				
一時保護所又は一時保護委託先名称				
一時保護所又は一時保護委託先の所在地				
一時保護開始の時期				
一時保護の理由				
1 区長又は児童相談所長が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています(児童福祉法第33条)。 (1) 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」という。)の同意がある場合 (2) 当該児童に親権者等がない場合 (3) 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合 2 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて一時保護を行おうとするときごとに、区長又は児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません(児童福祉法第33条)。 3 児童相談所長は、一時保護を行った児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行った児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第33条の2)。				
審査請求及び取消訴訟 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)				
問合せ先 文京区		住所	電話番号	

別記様式第三十二号の次に次の一様式を加える。

緊急一時保護決定通知書

第
年

月

号
日

様

文京区児童相談所長

印

あなたが保護者等となっている次の児童等
あなた

について、児童福祉法第33条第21項又は第22項の規定により、緊急一時保護したの
で、通知します。

緊急一時保護児童等	氏名	生年月日	性別	摘要
保護者等居住地				
緊急一時保護先の名称				
緊急一時保護先の所在地				
緊急一時保護開始の時期				
緊急一時保護の理由				
1 緊急一時保護は、直ちに一時保護を行うことが必要な場合に、2週間以内に限って行うことができる例外的な措置です。このため、緊急一時保護に接続して、通常の一時保護を行う場合があります。 2 児童相談所長は、緊急一時保護を行つた児童で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、緊急一時保護を行つた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています（児童福祉法第33条の2）。 3 区長又は児童相談所長が緊急一時保護を行うときは、一時保護状の請求を要しないこととされています。				
審査請求及び取消訴訟 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。				
問合せ先 文京区		住所	電話番号	

別記様式第三十三号を次のように改める。

一 時 保 護 解 除 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

文京区児童相談所長



〔 あなたが保護者等となっている次の児童等 〕 について、児童福祉法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項の規定による一時保護を解除した
あなた
ので、通知します。

一時保護児童等	氏名	生年月日	性別	摘要
保護者等居住地				
一時保護所又は一時保護委託先名称				
一時保護所又は一時保護委託先の所在地				
一時保護解除の時期				
解除の理由				
1 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」という。)の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて一時保護を行おうとするときごとに、区長又は児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません(児童福祉法第33条)。 2 児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行つた児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています(児童福祉法第33条の2)。 審査請求及び取消訴訟 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)				
問合せ先 文京区		住所	電話番号	

別記様式第三十三号の次に次の一様式を加える。

緊 急 一 時 保 護 解 除 決 定 通 知 書

第 年 月 号 日

様

文京区児童相談所長



〔 あなたが保護者等となっている次の児童等
あなた 〕 について、児童福祉法第33条第21項又は第22項の規定による緊急一時保護を解除したので、通知します。

緊急一時保護児童等	氏名	生年月日	性別	摘要
保護者等居住地				
緊急一時保護先の名称				
緊急一時保護先の所在地				
緊急一時保護解除の時期				
解除の理由				
児童相談所長は、緊急一時保護を行つた児童で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、緊急一時保護を行つた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています（児童福祉法第33条の2）。				
審査請求及び取消訴訟 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 問合せ先 文京区 住所 電話番号				

別記様式第六十六号の次に次の八様式を加える。

一時保護委託者登録申請書

年 月 日

文京区長 殿

申請者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

児童福祉法第 34 条の 22 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条の 48 の規定により、下記のとおり一時保護委託者の登録について申請します。

記

申請者の氏名及び住所 （法人にあつては、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）	
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
職員の定数	

添付書類	1 法人にあつては、定款その他の基本約款 2 非常災害に対する計画書 3 建物平面図及び避難経路図 4 職員名簿（主な職員の氏名及び経歴を記載し、履歴書等を添付すること。）及び勤務表 5 職務の内容（4 の職員名簿に記載すること。） 6 内部規程（入所児童の支援に関する事項、その他施設の管理についての重要事項を記載すること。） 7 誓約書 8 宣誓書 9 その他区長が必要と認める書類
------	---

別記様式第 66 号の 3 （第 38 条の 2 関係）

一時保護委託者登録通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

文京区長

年 月 日付けで申請のあつた一時保護委託者の登録について、
児童福祉法第 34 条の 22 第 2 項の規定により、下記のとおり登録します。

記

申請者の氏名及び住所	
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
職員の定数	

一時保護委託者登録否決通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

文京区長

年 月 日付けで申請のあつた一時保護委託者の登録について、下記の理由により登録しないことに決定したので、通知します。

記

登録否決の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内に、区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

登録一時保護委託者内容変更届

年 月 日

文京区長 殿

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

登録一時保護委託者の登録に係る事項について、下記のとおり内容を変更するため、児童福祉法施行規則第 36 条の 50 の規定により届け出ます。

記

- 1 施設名
- 2 変更する事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

※ 変更する日の 2 週間前までに届け出ること。

登録一時保護委託者登録取消通知書

第 号
年 月 日

様

文京区長

児童福祉法第 34 条の 25 第 4 項又は第 5 項の規定により、登録一時保護委託者の登録を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）
- 2 登録取消理由
- 3 登録取消年月日

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内に、区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第 66 号の 7（第 38 条の 2 関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

文京区長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

児童福祉法施行規則第 36 条の 51 の規定により、登録一時保護委託者の登録の消除について、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 登録を消除する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）
- 2 登録を消除する日
- 3 登録を消除する理由
- 4 現に一時保護をしている児童に対する措置

※ この申出は、児童福祉法 34 条の 25 に基づく報告の求め、質問、立入検査、改善勧告、登録の取消等の実施を妨げる目的その他の不正の目的であつてはならない。

別記様式第 66 号の 8 （第 38 条の 2 関係）

登録一時保護委託者登録消除承認通知書

第 号
年 月 日

（申出者） 様

文京区長

年 月 日付けで申出のあつた登録一時保護委託者の登録の消除について、児童福祉法施行規則第 36 条の 51 の規定により、下記のとおり消除を承認しましたので通知します。

記

登録一時保護委託者の氏名 及び住所	
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
職員の定数	
登録消除日	

登録一時保護委託者登録消除不承認通知書

第 号
年 月 日

（申出者） 様

文京区長

年 月 日付けで申出のあつた登録一時保護委託者の消除について、下記の理由により消除しないことに決定したので、通知します。

記

不承認の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内に、区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

付 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。